

## えびの市心のふるさと寄附金返礼品提供事業募集要領

### 1 目的

えびの市（以下「市」という。）では、ふるさと納税制度により、市へ寄附をいただいた市外在住の寄附者に対し、商品やサービス（以下「返礼品」という。）を贈呈することにより、市内の農林水産業、製造業や観光業等の支援につなげるとともに、市の魅力発信、市内製品のPR及び販路拡大、観光客の誘致等を行い、関係人口の創出・拡大を図ることとしています。このため、寄附者への返礼品提供に協力いただける事業者（以下「返礼品提供事業者」という。）を募集します。

### 2 事業概要

- （１）返礼品は、寄附者が寄附金額に応じてふるさと納税ポータルサイトから、希望する返礼品を自由に選択できる形となっています。提案いただく製品を返礼品として採用した場合は、ふるさと納税ポータルサイト等を通じて紹介します。
- （２）市は、返礼品の取扱業務全般を指定する委託事業者（以下「中間事業者」という。）に委託しています。返礼品提供事業者は、自社製品が返礼品として採用された後、委託事業者と返礼品の供給等に係る調整を行っていただく必要があります。

### 3 返礼品提供事業者の要件

返礼品提供事業者は、以下の要件を全て満たしている必要があります。ただし、要件を満たしていても、市が返礼品提供事業者として適当でないと判断する場合があります。

- （１）原則、本社（本店）、支社（支店）、事業所または工場が市内にある法人・団体または、個人事業主であること。
- （２）市税に未納のないこと。
- （３）各種法令等を遵守した生産又は役務の提供を行っていること。
- （４）代表者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及びえびの市暴力団排除条例に規定する暴力団の構成員等でないこと。
- （５）電子メールの送受信が可能なインターネット環境を有しており、中間事業者との連絡が電子メールで確実に取れる状態であること。
- （６）寄附者から返礼品に関する苦情が寄せられた際には、真摯な態度で対応を行い解決に努めるとともに、提供する返礼品及び運営体制に改善すべき点がある場合は、適切な再発防止策を講じるものであること。

### 4 返礼品の要件

総務省が通知する返礼品に関する基準等を満たす品物（サービスを含む）であることのほか、以下に掲げる全ての要件を満たす必要があります。

- （１）品質及び数量の面において、安定供給が見込めること（期間限定及び数量限定のものは、その範囲内での安定供給が見込めるものとします。）
- （２）食品衛生法、食品表示法、商標法、特許法、著作権法等の関係法令を遵守しているものであること。
- （３）（食品の場合）原則、出荷後７日以上消費又は賞味期限が保証されるものであることに加え、食品表示法その他の法令等に基づく表示を適切に行うこと。
- （４）原則、中間事業者が指定する宅配業者による配送が可能であり、特別な配送を要しないこと。通常の配送サイズによる配送が難しい場合や、より安価な方法による配送が可能な場合は別途、相談すること。

## ５ 返礼品提供事業者として採用することの効果

全国的なふるさと納税ポータルサイトに返礼品の画像、商品名、事業者名などが掲載され、商品及び事業者のPRにつながります。

## ６ 募集期間

随時受け付けています。

## ７ 契約締結

毎年、指定対象期間開始日（１０月１日）までに契約を締結いたします。要領８の書類の提出をお願いします。

## ８ 参加申請・決定方法

次の書類に必要事項を記入し、関係書類を添え、以下の提出先へ提出してください。

- （１）えびの市のふるさと寄附金協力事業者申込書
- （２）誓約書兼同意書
- （３）警察機関照会用名簿

## ９ 審査等について

### （１）市による審査

提出書類を基に、返礼品の適否を確認します。確認の過程で追加資料の提出等をお願いすることがあります。

### （２）国・県による確認

自治体が取り扱う返礼品は、全て県を通じて国の確認を受けることとなっています。

県及び国の確認の過程で追加資料の提出をお願いすることがあります。

### (3) 結果の通知

審査結果については、各提供事業者へ個別に通知します。

## 1 0 その他の留意事項

- (1) 提供事業者は、市から提供された寄附者の個人情報を「個人情報保護に関する法律」及び関係法令を遵守し、適正に取り扱わなければなりません。
- (2) 返礼品は、寄附者より申込時に選択された場合に提供をお願いするものです。選択されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 登録された返礼品を変更・廃止する場合は、事前に市までご連絡ください。
- (4) 返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、内容について中間処理業者へ必ず報告ください。なお、品質等による保証やクレーム対応については、市は一切の責任を負いません。
- (5) 市は、提供事業者及び返礼品が本要領3及び4に定める条件に適合しなくなったと認める場合、その他市長がやむを得ないと認めた場合においては、返礼品の受付の中止及び返礼品の登録の取り消しをすることができます。
- (6) 寄附者に返礼品の魅力を伝えるためには、掲載する写真が非常に重要です。提出された写真によっては、差し替えをお願いすることがあります。(※プロが撮影した写真が望ましい。)
- (7) 本市及び中間事業者からの連絡には、登録いただいたメールアドレスを使用します。

## 1 1 本事業における問い合わせ先（書類の提出先）

〒889-4292 えびの市大字栗下 1292 番地

えびの市企画課定住対策係

電話：0984-35-3713

FAX：0984-35-0401

e-mail：kikaku@city.ebino.lg.jp